

ダイヤル・サービス株式会社
第44回CSRセミナー

AI時代の内部通報制度

－生成AIの活用とクロスボーダー・コンプライアンスの最新動向－

2026年11月12日

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

弁護士 藤本　豪

Atsumi & Sakai

目次

はじめに

第1部　AI時代の内部通報制度
～グローバル最新動向と日本企業への示唆～

第１章　生成AIが変える内部通報制度
第２章　通報受付における「人」の価値
第３章　受付後の業務を変える生成AI

第2部　生成AI時代の内部通報制度における法的課題と
クロスボーダー対応

第４章　生成AI時代の内部通報制度と企業法務
第５章　生成AI利用と各国法制（米国・欧州・中国・日本）

©Atsumi & Sakai 2026



はじめに

©Atsumi & Sakai 2026

本日のテーマ

- AIは内部通報制度をどう変えるのか
- 内部通報にAIを活用する際に生じる法的論点

©Atsumi & Sakai 2026

内部通報制度を取り巻く環境変化

- 生成AIの急速な普及
- 海外子会社・サプライチェーンリスクの増大
- コンプライアンスへの期待の変化
- 公益通報者保護法改正（日本）　2026年12月1日施行

©Atsumi & Sakai 2026



第１部　AI時代の内部通報制度

～グローバル最新動向と日本企業への示唆～

©Atsumi & Sakai 2026

第１章　生成AIが変える内部通報制度

©Atsumi & Sakai 2026

1　AIが変える内部通報プロセス

通報受付	受付記録の文字起こし、通報内容の要約、多言語翻訳 受付記録のフォーマット化
初期整理　（トリアージ）	通報内容の分類、リスクレベルの一次評価、類似案件の検索 関係部署の抽出
社内調査	メール・チャットの検索、電子データの要約、関係者・関係文書の抽出 翻訳、デジタル・フォレンジック支援
報告書作成	報告書ドラフト作成、時系列整理、証拠の一覧化 エグゼクティブサマリー作成
是正措置	改善策の候補整理、他社事例の整理、規程改訂案のドラフト 教育資料の作成
再発防止	通報データの横断分析、リスク傾向の可視化、 通報データの横断分析・可視化、教育テーマの抽出、 コンプライアンスリスクの予兆分析

©Atsumi & Sakai 2026

2．各国・地域で重視される論点と関連サービス例

	傾向	主な活用業務	ベンダー・サービス例
米国	AIを積極的に使う。しかし、法的リスクは厳格に管理する。	社内調査、eDiscovery、文書レビュー、報告書作成等	Relativity（eDiscovery・社内調査・Privilege Review） Everlaw（文書レビュー・AIレビュー） DISCO（AIレビュー・訴訟対応）
欧州	AIの開発・活用を推進 信頼できるAI（Trustworthy AI）	多言語対応、GDPR対応、案件管理、リスク分析	NAVEX（内部通報・ケース管理） EQS Group（内部通報・コンプライアンス管理） Speak Up（内部通報）
中国	AIの活用とデータ主権の両立	内部監査、不正検知、データ管理、コンプライアンス監視	Tencent Cloud（Tencent Hunyuan 腾讯混元） Alibaba Cloud（Qwen 通义千问） Baidu AI Cloud（ERNIE 文心大模型） これらにより提供された汎用LLMを企業が内部監査・コンプライアンス業務に組み込んで活用
日本	リスクを踏まえながら、実務への活用を進める	調査支援、案件管理	LegalOn（法務AI・文書レビュー） FRONTEO（デジタルフォレンジック・AI解析）

©Atsumi & Sakai 2026

第２章　通報受付における「人」の価値

©Atsumi & Sakai 2026

１．内部通報制度で最も重要な要素

- **心理的安全性**

  「安心して悪い情報を伝えられること」

  「本当に秘密は守られるのだろうか。」、「自分が特定されないだろうか。」、
  「会社から不利益な扱いを受けないだろうか。」
  こうした不安を受け止め、安心して話せる環境をつくることが、内部通報制度の第一歩

- **Speak Up Culture**

  「問題があれば遠慮せずに声を上げよう。」という企業文化

  密告の奨励とは異なる。問題を早期に共有し、組織として是正・改善につなげるという考え方。
  制度だけではなく、経営トップの姿勢や日頃の組織風土によって育まれる。

©Atsumi & Sakai 2026

２．AI受付の可能性

２４時間対応

多言語対応

一定のヒアリング

©Atsumi & Sakai 2026

３．AI受付の限界

信頼関係

感情・ニュアンス

深掘りヒアリング

誤った回答

ハルシネーション

©Atsumi & Sakai 2026

第３章　受付後の業務を変える生成AI

©Atsumi & Sakai 2026

１．初動対応（トリアージ）

通報内容整理

5W1H整理

©Atsumi & Sakai 2026

２．社内調査

- メール分析
- Teams・Slack分析
- 契約書・規程検索
- 類似案件検索

©Atsumi & Sakai 2026

3．デジタルフォレンジックとの連携

タイムライン（時系列）

人物相関

©Atsumi & Sakai 2026

４．報告書作成支援

調査報告書

監査役報告

取締役会資料

©Atsumi & Sakai 2026



第２部　生成AI時代の内部通報制度における法的課題とクロスボーダー対応

©Atsumi & Sakai 2026

第４章　生成AI時代の内部通報制度と企業法務

©Atsumi & Sakai 2026

主な論点

何を守るか →
- 個人情報
- 営業秘密
- Attorney-Client Privilege

どのような環境で使うか →
- AIベンダー
- クラウド利用

どう運用するか →
- AIガバナンス
- Human-in-the-Loop
- Explainability

©Atsumi & Sakai 2026

１．情報の保護

(1)　個人情報

「どのAIを利用するのか」「入力したデータがどのように利用されるのか」

Point

- 入力データが他の目的（AIの学習等）に使われない、**企業向けの管理されたAI環境を利用する**
- 必要に応じて**匿名化やマスキング**を行う

©Atsumi & Sakai 2026

1．情報の保護

「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」（令和5年6月2日　個人情報保護委員会）より

個人情報取扱事業者における注意点

① 個人情報取扱事業者が生成 AI サービスに個人情報を含むプロンプトを入力す る場合には、特定された当該個人情報の**利用目的を達成するために必要な範囲内であることを十分に確認すること**。

② 個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ることなく生成 AI サービ スに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある。その ため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、**当該生成 AI サービスを提供する事業者が、当該個人データを機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること**。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_generative_AI_service.pdf

©Atsumi & Sakai 2026

１．情報の保護

(2)　営業秘密

営業秘密の３要件　　①秘密管理性、②有用性、③非公知性

（不正競争防止法第2条第6項。外国の主要法域のルールも概ね同様。）

保護されるためには、**会社が営業秘密として適切に管理していること**が必要

→　外部の生成AIサービスへ入力することで、秘密管理性が失われないか？

Point

- **AIに入力してはいけない情報についての社内ルールを整備する**

©Atsumi & Sakai 2026

１．情報の保護

(3)　Attorney-Client Privilege

Attorney-Client Privilege：
　　法的助言を得る又は提供する目的で、企業と弁護士との間で秘密に行われる通信等については、一定の要件の下で、原則として開示を拒むことができる（ディスカバリの対象とならない）

第三者への開示により、 原則としてAttorney-Client Privilegeの保護を失うリスクが生じる

→　**生成AIへの入力によってAttorney-Client Privilegeが失われてしまうのか？**

一般向け生成AIを利用して作成した資料について、Attorney-Client Privilege及びWork Productによる保護を否定した米国裁判例がある（United States v. Heppner, No. 25 Cr. 503（S.D.N.Y.））。
AI利用の目的、弁護士の指示・関与、契約上の秘密保持及び情報の取扱条件等に注意が必要。

Point

・　弁護士とのやり取りは原則として公開型AIに入力しない
・　秘密保持・学習利用・保存・アクセス・第三者開示条件等を確認して会社が承認した企業向けAI環境のみ利用する
・　AI利用ルールを整備する

©Atsumi & Sakai 2026

２．AI利用環境の留意点

(1)　AIベンダー

「どのベンダーの、どのAIを使うか」が非常に重要

Point

以下を確認する。

- 学習利用の有無
- データアクセス権限（アクセス目的の限定、アクセス権限者の限定、ログが残るか、守秘義務、海外からのアクセスの可能性）
- セキュリティ・認証（ISO/IEC 27001認証、SOC 2報告書等）
- 契約条件（Enterprise契約、DPA等）

©Atsumi & Sakai 2026

２．AI利用環境の留意点

(2)　クラウド利用

「データがどこで、どのように管理されるか」を確認することが重要

Point

以下を確認する。

- データ保存場所（国内・海外）
- データ越境移転
- アクセス管理、ログ管理

©Atsumi & Sakai 2026

３．AIガバナンス

(1)　AIガバナンスの基本

AIガバナンス：　**生成AIを安全かつ適切に利用するためのルールや管理の仕組み**

例）以下のような事項を社内ルールとして定める

- 個人情報や営業秘密を入力してよいのか
- どのAIサービスを利用してよいのか
- AIの回答をどこまで参考にしてよいのか
- 通報内容の評価や調査方針など、最終的な意思決定は誰が行うのか

©Atsumi & Sakai 2026

3．AIガバナンス

(2)　AI利用ルール

Point

- **利用できるAIサービスの指定**
  例）契約・設定・アクセス管理等を確認して会社が承認したAIサービスのみ可

- **入力情報のルール**
  例）機密情報は入力禁止 or マスキング、承認済みの環境に限定

- **出力結果の確認（Human Review）**
  人による確認を必須とする

- **最終判断は人が行う**
  AIはあくまで支援ツールとして利用

©Atsumi & Sakai 2026

3．AIガバナンス

(3)　Human-in-the-Loop (HITL)

Point

Human-in-the-Loop (HITL)：「AIが処理を行っても、重要な場面では必ず人が関与する」という考え方

プロセス	AIの役割の例	人の役割（HITL）の例
通報受付	5W1H整理、要約	通報者へのヒアリング
初期整理	トリアージ、リスク分類	優先順位が妥当か確認し、必要に応じて変更
社内調査	メール分析、類似案件検索	AIが見落とした証拠や誤検出がないか確認
報告書作成	ドラフト作成	事実関係、証拠資料、法的評価や表現等をレビュー・修正
是正措置・懲戒	選択肢の提示	最終判断を行う

©Atsumi & Sakai 2026

３．AIガバナンス

(4)　Explainability

Point

Explainability：　「AIがなぜその結論に至ったのかを、人が理解し説明できること」

内部通報制度では、調査の対象者や経営陣から、
　　「なぜこの案件を調査対象にしたのか。」、「なぜこの結論になったのか。」
と説明を求められる場面がある。

→　「**AIがそう判断したからです。**」では、十分な説明責任を果たしたことにはならない。

AIの分析結果は参考情報として活用しつつ、
『AIがなぜその結果を出したのか』を人が理解し、説明できることが重要

Point

「Explainabilityを確保するとの自覚を持つ人による関与（Human-in-the-Loop）」

©Atsumi & Sakai 2026

第５章　生成AI利用と各国法制（米国・欧州・中国・日本）

©Atsumi & Sakai 2026

１．米国

米国におけるAttorney-Client Privilegeと生成AI

米国法の特徴

- 包括的なDiscovery制度
- Attorney-Client Privilegeによる秘密保護
- AI利用時もPrivilege維持が重要

Point

AI利用時の留意点

- AIベンダーとの契約
- 管理された利用環境（学習利用の有無、第三者開示、保存・削除、ベンダー及び再委託先のアクセス限定等に注意）
- アクセス権限・ログ管理
- Privilegeを意識した社内調査

©Atsumi & Sakai 2026

１．米国

米国におけるAIガバナンスの最新動向

基本的な考え方：　**Responsible AI**　（AIを積極活用しながらリスク管理）

企業の取組み
・AI利用ルール整備　・Human-in-the-Loop　・Explainability　・　AIリスク評価

NIST（国立標準技術研究所）**の AI Risk Management Framework**（「**AI RMF**」）（2023年）

- 「GOVERN（統治）」「MAP（特定）」「MEASURE（測定）」「MANAGE（管理）」
- ガバナンスの構築や、バイアスの低減、説明可能性の確保、人間による監督といったリスク対策

ホワイトハウスの **Blueprint for an AI Bill of Rights**（2022年）

- 安全性、差別防止、データプライバシー、説明可能性の確保、人による代替・検討・救済

上記２点はバイデン政権下で策定されたもの。トランプ政権は2025年1月、前政権のAI政策大統領令（EO14110）を撤回し、その後独自のAI政策（EO14179等）を展開している。

©Atsumi & Sakai 2026

１．米国

米国におけるAIガバナンスの最新動向

法規制の動向

- 連邦レベルは包括法より分野別・既存法活用
- DOJ・FTCなどによる監督
- 州法・業界ごとの規制が進展

例）テキサス州：　Texas Responsible Artificial Intelligence Governance Act（TRAIGA）
違法な差別や犯罪の教唆等を目的とするAIシステムなどを規制

ニューヨーク市：　Local Law 144
採用・昇進時に利用される自動化された雇用意思決定ツール（AEDT）について、
事前のバイアス監査、監査結果の概要の公表、応募者・従業員への通知等を義務付け

2025年の末以降は「連邦（トランプ政権）が州のAI規制そのものを制限しようとする」という新たな対立軸が生じ、進行中の論点であることに留意が必要。

©Atsumi & Sakai 2026

2．欧州

AI Act

The EU Artificial Intelligence Act（Regulation (EU) 2024/1689）

AIのリスクに応じた規制

- リスクベース・アプローチ
- High-risk AIへの厳格な規制
- Human Oversight（人による監督）
- Transparency（透明性）
- AI Literacy（AIリテラシー）



許容できないリスク（Unacceptable Risk）

高リスクAI　（High-risk AI）

限定的リスク　（Limited Risk）

最小リスク　（Minimal Risk）

©Atsumi & Sakai 2026

２．欧州

GDPRと生成AI

GDPR : General Data Protection Regulation (Regulation (EU) 2016/679)

AI利用時におけるGDPR上の主な論点

- AIへの入力は適法か（処理根拠）　例）正当利益についての比較衡量
- 入力したデータの目的外利用を防げるか　例）生成AIの学習や他の業務改善への利用
- EU域外へのデータ移転は適法か　例）十分性認定、標準契約条項（SCC）
- AIベンダーを適切に管理しているか（DPA）　例）データの利用範囲の確認
- データ主体の権利と内部調査をどう両立するか　例）アクセス権や消去権等の制限
- AIの評価に基づく懲戒・解雇等　例）明示的な同意（GDPR22条）

©Atsumi & Sakai 2026

２．欧州

EU Whistleblower Directiveと生成AI

EU Whistleblower Directive (Directive 2019/1937)　※Directiveなので各加盟国にて法制化

AI活用時のポイント

- 通報者の秘密保持（Confidentiality）
- 報復禁止（Protection against Retaliation）
- 公正・中立な調査
- 適切なフォローアップ

通報者が安心して通報できる制度を構築する

©Atsumi & Sakai 2026

AI利用に関するEUのガイドライン

Ethics Guidelines for Trustworthy AI（2019）

European Commission High-Level Expert Group on Artificial Intelligenceが策定。
AIが満たすべき要件として、以下の7つの要件を示している。

- Human agency and oversight（人による関与と監督）
- Technical robustness and safety（技術的堅牢性・安全性）
- Privacy and data governance（プライバシーとデータガバナンス）
- Transparency（透明性）
- Diversity, non-discrimination and fairness（多様性・差別禁止・公正性）
- Societal and environmental well-being（社会・環境への配慮）
- Accountability（説明責任）

©Atsumi & Sakai 2026

AI利用に関するEUのガイドライン（つづき）

Code of Practice on Transparency of AI-generated Content （2026）

- 対象：生成AIシステムのプロバイダー（第1部）および利用者（deployer）（第2部）
- 内容：

プロバイダー側の義務	• AI生成コンテンツへのマーキング・ラベリング
利用者側の義務	• チャットボット等との対話がAIによるものである旨の開示 • ディープフェイクである旨の開示 • 人間の審査を経ていない公共的テーマのAI生成テキストである旨の開示 • 感情認識・生体認証システムにさらされている旨の通知

- 署名：Anthropic、Google、Meta、Microsoft、OpenAI等（第1部）／Lufthansa、Iberdrola等（第2部）計約190団体（2026年7月末時点）

©Atsumi & Sakai 2026

３．中国

中国個人情報保護法（PIPL）と生成AI

AI利用時の主な論点

・　個人情報の適法な取扱い　（労働規則等に基づく人的資源管理、法定義務の履行、同意）

・　個人情報の国外提供（越境移転）　（本人への告知通知・個別同意、影響評価、安全評価・標準契約の締結・個人情報保護認証等。
　ただし、重要情報インフラ運営者以外の処理者については、当年1月1日からの国外提供人数が累計10万人未満で、センシティブ個人情報・重要データを含まない場合、安全評価・標準契約・認証の手続が免除される。その他の法定義務には別途留意。）

・　AI・クラウド利用時のデータ管理

・　重要データ・国家秘密との関係　（後述）

中国では、個人情報の保護（本人の利益）だけでなく、**データの国外移転や国家によるデータ管理**が重要なポイントとなる。

©Atsumi & Sakai 2026

3．中国

データ安全法・国家秘密保護法と生成AI

「重要データ」	特定の分野・集団・地域又は一定の精度・規模を有し、改ざん・破壊・漏えい・違法取得・不正利用された場合に、国家安全・経済運用・社会安定・公衆衛生と安全を直接害する可能性のあるデータ
	国外提供には、原則として政府機関による安全評価を受け、合格することが必要。
国家秘密	国家の安全及び利益に関わる事項であり、法令に従って一定期間秘密として管理される情報
	国外提供には政府による厳格な手続・管理が必要（基本的に国外提供は認められない）

中国では、個人情報だけでなく、**「重要データ」や国家秘密の国外移転**も厳しく管理されることに注意。

- 中国国外の生成AIへの入力は？
- 中国の生成AI（例：文心一言（ERNIE）、通義千問（Qwen）、豆包（Doubao））への入力は？

©Atsumi & Sakai 2026

3．中国

中国のAIガバナンス

主なガイドライン

① AI安全ガバナンス・フレームワーク2.0（2025）（《人工智能安全治理框架》2.0）
- AIリスク評価
- データガバナンス
- ライフサイクル管理
- 人による監督

② AI応用倫理安全指針1.0（2026）（《人工智能应用伦理安全指引1.0》）
- 重要な場面での人の判断・監督・介入
- 個人情報・営業秘密の保護
- 継続的な安全管理

中国が企業に求めること：　AIは人が管理する
AI利用と国家安全・社会秩序との両立
AIリスクの継続的な評価・改善

©Atsumi & Sakai 2026

3．中国

中国のAIガバナンス

AI応用倫理安全指針1.0（2026）（《人工智能应用伦理安全指引1.0》）における利用ガイドライン

適法・正当・必要・最小限の原則	個人情報は必要最小限のみ入力
無断収集・強制収集・過剰収集の禁止	AI利用のために不要な個人情報を集めない
情報漏えい・不適切な開示の防止	内部通報情報や営業秘密の漏えい防止
モデル学習に利用する場合の利用者への通知	AIベンダーによる学習利用について明示のうえ停止方法を示す
インシデント対応体制	AI事故や情報漏えい時の対応手順を整備
人による緊急介入・利用停止	Human-in-the-Loopの一場面
公平性の確保	AIによる偏った判断を防止
AIの誤情報を見抜く能力	AI回答を鵜呑みにしない
AIへの過度な依存を避ける	最終判断は人が行う
他人の権利を尊重	AIを利用した誹謗・差別等を禁止
営業秘密の漏えい防止	内部通報資料をAIへ入力する際の注意
国家安全・公共利益情報の保護	中国特有の要請

©Atsumi & Sakai 2026

４．日本

個人情報保護法と生成AI

AI利用時の主な論点

① AIへの入力情報の適切な管理
　　必要最小限の個人情報のみ入力
　　不要な個人情報・機微情報は入力しない　　←　匿名化・マスキングの効率化

② AIベンダー・クラウド利用
　　利用規約・契約等を確認（学習利用の有無、ベンダーや委託先によるデータへのアクセス、データ保存場所、セキュリティ対策、責任分担等）

③ 越境移転
　　AIサービスでは国外サーバーで処理される場合もある　　データストレージ　≠　生成AI
　　クラウド保管における「事業者が個人データを取り扱わない場合」の整理を、生成AIによる処理にそのまま当てはめない。
　　委託・第三者提供・国外提供の整理を確認

④ 安全管理措置
　　アクセス管理
　　ログ管理

©Atsumi & Sakai 2026

４．日本

公益通報者保護法と生成AI

AI利用時の主な論点

① 通報者の秘密保持
　　AIへの入力情報の適切な管理（入力情報の限定、AI利用条件の確認、技術的・組織的な管理措置）

② 調査の適正性
　　AIは調査を支援
　　最終的な事実認定・判断は人が行う（Human-in-the-Loop）

③ 従事者管理
　　従事者の守秘義務
　　AI利用ルール（誰が、どのAIサービスを利用できるか）
　　アクセス管理・ログ管理

④ 制度への信頼性
　　AI利用の透明性
　　AIを適切に管理し、人が責任を持つ運用になっているかどうか

©Atsumi & Sakai 2026

４．日本

AIガバナンスに関する主なガイドライン

AI事業者ガイドライン（総務省・経済産業省）（2024年4月公表、下表は第1.2版（2026年3月）に基づく）

基本的な考え方	企業に求められる対応	内部通報制度との関係（私見）
• 人間中心 • 安全性 • 公平性 • プライバシー保護 • セキュリティ確保 • 透明性 • アカウンタビリティ • 教育・リテラシー • 公正競争確保 • イノベーション	• AIガバナンス体制の整備 • AI利用に伴うリスクの継続的評価、低減 • 個人情報、営業秘密等の適切な管理 • AIの利用状況のモニタリング、改善（PDCA） • 人による適切な関与と責任ある意思決定	• 通報者情報、営業秘密の適切な保護 • AIは調査・分析を支援するツールとして活用 • AIの利用状況を継続的に点検・改善 • 最終的な事実認定・是正措置は人が責任を負う • 制度利用者の安心感の確保

日本におけるAIガバナンスのキーワード：「**AIの安全安心な活用**」

©Atsumi & Sakai 2026

A Compass to Find Your Way

Creative Thinking & Innovative Solutions

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
Atsumi & Sakai



ご清聴ありがとうございました

©Atsumi & Sakai 2026

ご清聴いただき
誠にありがとうございました

渥美坂井法律事務所･外国法共同事業
〒100-0011　東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル（総合受付 16階）
Tel: 03 5501 2111（代表）　Fax: 03 5501 2211



お問い合わせ

弁護士　藤本　豪
（第二東京弁護士会）

E-mail:
go.fujimoto@aplaw.jp

※ 本セミナーの内容は、一般的な情報提供を目的としており、個別案件についての法的助言ではありません。お問い合わせ等は、上記弁護士までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

©Atsumi & Sakai 2026

当事務所に関するリーガル・ノーティス

1.渥美坂井法律事務所・外国法共同事業について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（当事務所）は、①渥美坂井法律事務所弁護士法人（第二東京弁護士会所属、代表社員弁護士渥美博夫）（以下「当弁護士法人」といいます。）と当事務所に所属する多くの外国法事務弁護士とが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」といいます。）に定める外国法共同事業を行い、②当弁護士法人と、日本の民法上の組合である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（代表弁護士坂井豊）（以下「組合組織」といいます。）の各弁護士とが、共同事業を行い、法律事務所を共にするものです。さらに当弁護士法人と、組合組織の各弁護士は、ヤンセン外国法事務弁護士事務所のマークース・ヤンセン外国法事務弁護士（ドイツ連邦共和国法）と外弁法に定める外国法共同事業を行います。 当事務所とその外国法共同事業は、日本の弁護士（イングランド及びウェールズ事務弁護士である者を含みます。）に加え、ニューヨーク州、カリフォルニア州、中華人民共和国、大韓民国、インド、スリランカ民主社会主義共和国、連合王国*、オーストラリア クインズランド州の法を原資格国法とする外国法事務弁護士を擁しています。州法を原資格国法とする外国法事務弁護士はその国の連邦法についても助言を提供することができます。当事務所では、弁護士と、それぞれの登録に係る原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする外国法事務弁護士とが協働して業務を行っています。
当弁護士法人はまた、ロンドンオフィスとして英国子会社たるAtsumi & Sakai Europe Limited（Director: 金久直樹日本国弁護士）を有するとともに、ブリュッセルオフィスとしてAtsumi & Sakai Brussels EU（代表パートナー: 亀岡悦子ブリュッセル弁護士会Bリスト弁護士・ニューヨーク州弁護士**）、ニューヨーク提携オフィスとしてAtsumi & Sakai New York LLP（代表パートナー：バニー・L・ディクソン外国法事務弁護士（ニューヨーク州法））をそれぞれ有し、これらのオフィスを通じても助言を提供しています。また日本においてA&S福岡法律事務所弁護士法人（パートナー：臼井康博弁護士）と提携関係を有するとともに、フランクフルトオフィスたるドイツ連邦共和国における法務・税務サービス提供法人たるAtsumi & Sakai Europa GmbH - Rechtsanwälte und Steuerberater（現地代表：フランク・ベッカー ドイツ連邦共和国弁護士）とも提携関係を有しています。

*渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていません。
**日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

2.法律問題に関する助言等について

当事務所による別段の明示がない限り、法律問題に関する当事務所のいかなる助言その他意見の表明も、(i) 日本法、又は当事務所の外国法事務弁護士の登録に係る原資格法以外の外国法に関するものは当事務所の特定された弁護士の、(ii) かかる原資格国法に関するものは当該法をその登録に係る原資格国法とする当事務所の特定された外国法事務弁護士の、判断においてされるものです。

©Atsumi & Sakai 2026